

福山市立水呑小学校 いじめ防止基本方針

2026年（令和8年）8月改定

福山市立水呑小学校

1 いじめ防止基本方針の策定の根拠

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）および福山市いじめ防止基本方針に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

体的ないじめの例。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立って行うこと。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

- (1) 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- (2) 児童の主体的な活動の推進

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会運営委員会でも、いじめ撲滅のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化等、ささいな兆候であっても、いじめではいかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つ。また、週1回以上の「心の健康観察」、学期に1回以上の定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童生徒が相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(6) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携協働する体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携する。また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、福山市教育委員会及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

4 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

- ・児童の健全育成に関わる関係機関、福山市教育委員会との連携強化
- ・教職員のいじめに対する認識、指導力の向上
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの防止に向けた児童への啓発
- ・いじめに係る相談体制の構築
- ・重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ・「心の健康観察」「定期的なアンケート」、個別面談の実施

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個

個人情報（福山市個人情報保護条例（平成 15 年 6 月 30 日条例第 38 号）第 2 条第 4 項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

5 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

（１）「重大事態」の定義 いじめの「重大事態」を法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- （ア）情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- （イ）重大事態対応プロジェクトチーム編成
- （ウ）関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- （エ）PTA 役員等との連携
- （オ）関係生徒への指導
- （カ）関係保護者への対応
- （キ）全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- （ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- （イ）全校保護者への対応
- （ウ）マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- （ア）福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の作成
- （イ）問題の背景・課題の整理、教訓化

(ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定

(エ) 改善策の実施

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

(1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。